

文學士 高桑駒吉著

支那文化史講話

東京 共立社刊行

文學士 高桑駒吉著

支那文化史講話

東京 共立社刊行

發行所

共立社

振替口座東京四六〇七四番

東京市神田區駿河臺西紅梅町十三番地

發行者　白井赫太郎  
印刷者　南條初五郎

東京市神田區錦町三丁目十七番地

著者　高桑駒吉

支那文化史講話　奥付

定價金四圓參拾錢



昭和大大大大大  
和和正正正正正  
十十十十十  
三二五五四三三三  
年年年年年年年  
五六四五九六六  
月月月月月月月  
十二廿二十一十  
十五十五五二日  
日日日日日日日  
七訂訂訂三再發印  
正正正  
六五四  
版版版版版版行刷

## 自序

予自ら揣らず支那文化史を講ずること茲に年あり、尙ほ數年の研鑽を積み一部の書となして我が學界に貢獻せんことを期せり。然りと雖も是れ頗る至難の業たり、學識古今を貫き史眼炬の如くにして始めて之を大成するを得べく、淺學菲才予の如きものゝ到底企及し能はざる所ならん。予天性また疎懶、志は徒に大なるも數年漸く其の梗概を輯めたるに過ぎず、故を以て其の完璧を見るは今より幾年の後なるや、予もまた知る能はざるなり。加ふるに客歲の大震火災は予の小廬と共に一萬餘部の藏書と幾多の稿本とを烏有に歸せしめ、予をして困頓落魄絶望の深淵に沈淪せしむるに至れり。是に於て翻然悟る所あり、假令ひ完璧を期する能はざるも其の勞煩を模するの可なるを想ひ、再び稿を起し先づ綱要を叙して此の小冊子を作れ

り。若し夫れ不幸にして事志と齟齬し、予が事業遂に完成を告ぐるに至らざるも、此の小冊子尙ほ以て初學に多少の裨益を與ふるを得んか、予が此の書を作れる趣旨また實に茲にあり、博雅の君子幸に其の弇陋を嗤ふことなく、謬誤あらば駁正を賜へ、予は之を遵改するに寄なるものにあらざるなり。

大正十三年五月中浣

磯川の假寓に於て

著

者

目次

第一章 周以前に於ける支那文化の概観	一一一三
歴史概説	一一一四
文化史	一一二三
支那國名の起原	四
漢族の起原	六
傳說的諸君長	七
三皇五帝の說	八
堯舜の事蹟	九
禹の功業	一一
五帝の系統	一二
禪讓と王位世襲	一一
湯王の事蹟	一四
殷の國情	一五
革命の意義と放伐	一六
食物	一八
衣服	一八
住居	一九
婚姻	二〇
喪葬	二〇
祭祀	二〇
器具	二一
繪畫	二三
彫刻	二二
農業	二二
交易	二三
貨幣と商業	二三
第二章 周時代の文化	一四一六七
歴史概説	一一一三
文化史	一一一六七
周興起の狀態	一一三一
周の文王の業	一一三二
周の武王及び周公の業	一一三三
封建制	一一三四
官制の起原	一一三五
周の官制	一一三六
周の中央政府官制表	一一三七
周の地方制	一一三七
夏殷周の田制	一一三八
夏の貢法殷の助法周の徹法表	一一三九
稅法	一一三九
周の兵制	一一四〇

第二章 兩漢及び三國時代の文化

歷史概說  
文化史  
六八——八七  
八七——三八

- |          |     |         |     |           |     |       |
|----------|-----|---------|-----|-----------|-----|-------|
| 秦の始皇帝の評論 | 八七  | 漢の高祖の評論 | 九二  | 後漢の光武帝の評論 | 九五  | 人民の氣風 |
| 漢の郡縣制    | 九九  | 漢の封建制   | 一〇〇 |           |     |       |
| 漢の郡縣制    | 九七  | 漢の官制    | 九七  | 秦の郡縣制     | 九九  |       |
| 漢の官制     | 九七  | 秦の兵制    | 一〇四 | 漢の兵制      | 一〇四 | 三國の兵  |
| 漢の郡縣制    | 一〇一 | 稅制      | 一〇二 | 秦の兵制      | 一〇四 |       |
| 漢の郡縣制    | 一〇五 | 選舉      | 一〇七 | 儒學の復興     | 一〇九 | 經學の傳統 |
| 漢の郡縣制    | 一〇五 | 詩       | 一一二 | 經學の傳統     | 一一  |       |
| 漢の郡縣制    | 一一一 | 禮       | 一一二 | 春秋        | 一一三 | 五經    |
| 漢の郡縣制    | 一一一 | 春秋      | 一一三 |           |     |       |

の傳統表	一一三	儒學の大家	一一四	文章	一一五	詩賦	一一六	史學	一一七
天文學	一一八	曆法	一二〇	五行說	一二一	纖緯學	一二二	佛教	一二三
道教	一二五	音樂	一二七	書	一二八	繪畫	一二九	雕刻と石刻	一〇八
印刻	一二八	建築	一三〇	農業	一三一	商業	一三二	外國との通商	一一二三
貨幣	一三四	祭祀	一三四	婚姻	一三五	喪葬	一三五	衣服冠笄	一一三六
家族制	一三七								

## 第四章 兩晉及び南北朝時代の文化

### 歴史概説

#### 文 化 史

南北氣風の相異	一四九	魏晉の思潮	一四九	南方の氣風	一五二	北方の氣風	一五三		
二 北朝殘忍の風	一五四	南北朝の篡弑	一五六	南北朝弑廢表	一五七	門閥を尙ぶ			
風	一五七	寒人任用の風	一五八	兩晉の官制	一五九	南北朝の官制	一五九	晉	
の田制及び稅法	一六〇	北朝の田制及び稅法	一六一	晉の兵制	一六一	北朝の兵制	一六一		
：一六二		晉及び南朝の法制	一六二	北朝の法制	一六三	選舉	一六四	學制	一六五
六五		兩晉の儒學	一六六	北朝の儒學	一六六	兩晉の文章	一六六		
一六七		南北朝の文章	一六七	兩晉及び南朝の詩	一六八	反切の學	一六九	音韻の	
學	一六九								
史學	一七〇	天文及び曆法	一七一	兩晉及び南北朝の佛教	一七一				

佛教の諸宗派	一七四	佛教東漸の文藝に及ぼせる影響	一七五	儒佛兩教の韓半島流傳	一
七六 道教	一七七	清談	一七八	音樂	一八一
農業	一八三	商業	一八三	書	一八二
及び頭飾	一八六	貨幣	一八四	繪畫	一八二
農業	一八三	婚姻	一八五	喪葬	一八五
及び頭飾	一八六	乗り物	一八六	衣服	
第五章 唐時代の文化	一八七—二六五				
歴史概説	一八七—二〇一				
文化史	二〇一—二六五				
隋の文帝の評論	二〇一	隋の煬帝の評論	二〇二	唐の太宗の評論	二〇六
府官制	二〇八	中央政府職官表	二〇九	唐の中央政	
唐の地方官制	二一二	六都護府	二一三	六省	
十節度使表	二一五	唐の兵制	二一六	五監九寺尙書省の六部職官表	二一〇
贋銅斤量表	二一九	唐の田制及び稅法	二二〇	唐の太宗の評論	二〇六
三、唐の儒學	二三四	唐の選舉制	二二三	唐の學制	二二
淨土宗	二三七	漢唐經說の差異	二二六	五經異同表	二二六
真言宗	二三九	天台宗	二三八	漢唐經說變遷表	
三二、唐の佛教	二三三	唐代佛教の八宗	二三六	唐の詩	二三一
律宗	二三六	三論宗	二三六	唐の史學	二二
摩尼教	二二				

- 四三 唐の摩尼教……二四四 景教……二四五 唐の景教……二四七 三夷寺……二四八 景  
 教碑の真偽……二四八 同教……二五四 南の音樂……二五五 唐の音樂……二五五 五代の音  
 樂……二五六 唐の書……二五七 唐の繪畫……二五八 南宗北宗傳統表……二五九 唐の農業  
 二五九 唐の内地商業……二六〇 東西陸路の交通及び外國貿易……二六一 海路の交通及び貿易  
 二六一 唐の貨幣……二六四 養蠶術の西傳……二六四

## 第六章 宋時代の文化

- 歴史概説……二六六—三二六  
 文化史……二六六—二八〇

- 宋の太祖の評論……二八〇 宋人の氣風……二八三 宋の官制……二八五 遼の官制……二八八  
 金の官制……二八九 宋の稅法……二九〇 遼の稅法……二九一 金の稅法……二九一 金の徵  
 稅表……二九二 宋の兵制……二九三 遼の兵制……二九四 金の兵制……二九四 宋の法制……  
 二九五 折杖法表……二九五 遼の法制……二九六 金の法制……二九六 宋の選舉法……二九  
 七 遼の選舉法……二九七 金の選舉法……二九八 宋の學制……二九八 遼の學制……二九  
 九 契丹文字……二九九 金の學制……二九九 女真文字……三〇〇 西夏文字……三〇〇  
 宋の儒學發達の原因……三〇〇 宋の儒學……三〇一 宋の儒學大家表……三〇四 宋の文學……  
 三〇四 宋 文學大家表……三〇七 詞曲の發達……三〇八 小說戲曲及び雜劇……三〇九 遼  
 の文學……三〇九 金の文學……三〇九 宋の史學……三一一 宋の佛教……三四四 宋の道教

三一五 宋の書風	三一六 宋の繪畫	三一七 書籍の印刷	三一八 宋の音樂
三二一 宋の農業	三二二 宋の海外貿易	三二三 貨幣と交鈔	三二五
<b>第七章 元時代の文化</b> ······			
歴史概説	·····	·····	·····
文化史	·····	·····	·····
元時代の評論	三四〇	元の官制	三四一
の法制	三四六	元の選舉制	三四六
蒙古文字	三五一	元の儒学	三五二
元の史學	三五七	元の科學	三五八
元のイスラム教	三六三	元の基督教	三六四
元の農業	三六八	元の商業	三六八
通及び通商	三七〇	元の漕運	三六九
元の交鈔	三七五	元時代の東西交	
<b>第八章 明時代の文化</b> ······			
歴史概説	·····	·····	·····
文化史	·····	·····	·····
明の太祖の評論	三九〇	明の官制	三九一
明の兵制	三九四	明の稅制及び役法	三

- 九五 明の法制……三九七 明の選舉制……三九九 明の學制……四〇一 明の儒學……四〇一  
 明の詩文……四〇三 明の戯曲及び小説……四〇五 明の史學……四〇七 明の科學……四〇八  
 明の佛教……四〇九 明の道教……四一一 明の基督教……四一二 明末清初支那在留基督教士著  
 譯科學藝術書籍表……四一五 明の王太后的羅馬遣使……四一七 明の音樂……四一九 明の書畫  
 ……四一九 明の農業……四二一 明の商業……四二二 明の外國交通……四二四 明の幣制：  
 ……四二六

## 第九章 清時代の文化

- 歴史概説……………四二八—五二四  
 文化史……………四二八—四七一  
 清の聖祖高宗の評論……四七一 清の中央官制……四七五 清の地方官制……四八一 清の兵制：  
 ……四八三 清の税制……四八四 清の法制……四八五 清の選舉制……四八七 清の學制……四  
 八九 考證學……四九〇 清の聖祖高宗の獎學……四九三 清の詩文……四九四 清の小説：  
 四九七 清の戯曲……四九八 批評……四九九 清の史学……四九九 二十四史一覽表……五〇  
 二 清の科學……五〇四 清初に於ける基督教徒の事業……五〇五 清の音樂……五〇九 清の  
 書畫……五一〇 清の佛教……五一一 清の喇嘛教……五一二 清の道教……五一三 清の回教  
 ……五一四 清の基督教……五一五 清の農業……五一〇 清の商業……五一一 清の製造業：  
 ……五一二 清の幣制……五一二

# 支那文化史講話

文學士 高桑駒吉著

太古の傳説

## 第一章 周以前に於ける支那文化の概観

支那は亞細亞東方の大平原であつて東南は太平洋に面し、西南にヒマラヤ(Himalaya)山脈あり、西は葱嶺、西北はアルタイ(Altai)山脈に限られ、北に黄河、南に楊子江ありて共に西から東に流れ、此の大平原を横断して居る。又那文化の曙光は實に黄河の流域地方から輝き始めたのであつて、此の文化を拓きたるものは漢族である。初め黄河の流域には種々なる土着民族が住んで居たが、今を距ること約五千年以前に漢族の一團が黄河の上流地方から流れに沿うて東進し來り、土着民族と衝突して或は之を征服し或は之を驅逐し、遂に黄河の沿岸を占領して幾多の部落に分れ各、酋長の下に統轄されて居た、是等の酋長中に燧人氏、伏羲氏、神農氏の如き傳説的君長があつたのである。燧人氏は始めて燧を鑽つて民に火食の法を傳へ、伏羲氏は始めて八卦を畫し、網罟を結びて佃漁を教へ、神農氏は始めて耒耜を

## 黃帝の一統

作りて耕稼を教へ、日中市をなして交易を教へたといはれて居る、故に後世其の恩徳を想ひ三皇と稱して之を尊崇するのである。

其の後諸部族互に攻伐して爭亂が起るに及び熊（河南省開封府新鄭縣）から黃帝が出て之を平定し、神農氏の裔を阪泉の野（山西省の北部）に破り、また強敵蚩尤を涿鹿（直隸省宣化府保安州南の山）の野に擒にし、遂に諸部族から推戴されて天子となり、西は崆峒（甘肅省肅州高臺縣西南）より東は海に至り、北は釜山（直隸省宣化府保安州西南）より南は楊子江に至る大帝國を建設した。支那の文化は上は官職衣冠の制から、下は宮室舟車文字音律曆數に至るまで此の時代に起つたものゝ多いことが傳へられて居る、之を支那統一の初めとなすのである。

黃帝の後顓頊、帝嚳を経て帝嚳の子堯が立ち、賢明にして仁徳あり、平陽（山西省平陽府臨汾縣）に都して力を政治に用ひ、羲和二氏に命じて曆象を掌どらしめ、一年を三百六十日となし曆法の基を立てた。堯の晩年に黃河の水が溢れて大洪水が起つたから、鯀に命じて治水に盡力せしめたるも成功しなかつたが、此の時堯は舜を徵賤から擧用して政を輔けしめた、舜は瞽瞍の子であつて父頑母嚚弟傲なるもよく孝悌の道を盡して徳望が甚だ高かつたから、遂に堯に擧用されたのである。堯の子丹朱が不肖であつたから堯は帝位を舜に譲らうとしたるに、鯀が共工、驩兜、三苗の族と結託して之に反抗したから、舜は堯を相け是等の四凶を除いて位に即き蒲阪（山西省蒲州府永濟縣）に都し鯀の子禹を擧げて洪水を

治めしめ、禹、稷、契、臯陶等の名臣を任用し、中央には司空、司徒以下の九官を設け、地方には四蠻、十二牧等の職を置き、巡狩、朝貢の制を創め、五刑を布き、天下が大に治まつた。堯は唐（直隸省保定府唐縣）から起り、舜は虞（山西省解州平陸縣）から出たから、堯舜の時代を唐虞の世と稱して聖代の鑑となし、また黃帝から舜に至る五人の君主を五帝といふのである。

禹は治水の功を以て舜の禪を受け、國を夏と號して安邑（山西省解州夏縣）に都し、嘗て自ら艱苦を嘗めたから下情に通じ、よく民力を休養したから人民が其の徳に服し、禹の死後に其の子啓を推立した。支那に於ける王家の世襲は是に至りて確立したのである。啓の子太康が立ち盤遊して都に返らなかつたから、有窮（窮は國名、山東省濟南府德州）の后羿が其の弟仲康を立て、政を專にし、次で仲康の子相の立つに及び羿は之を逐うて自立したが、其の臣寒浞キミまた羿を殺して自立した。其の後相の遺子少康が夏の舊臣靡に依り、兵を擧げて浞を滅ぼし禹の蹟を復した、夏は國を失つてから四十年にしてまた恢復したのである。少康の子杼の時に外藩また來朝するに至り國勢興隆したが、六世を経て孔甲に至りました亂れ、孔甲の後三世にして癸に至り暴虐淫荒であつたから世號して桀イフタといふが、遂に民心を失ひ商の湯王に滅ぼされた、夏は禹から桀に至るまで十七代十四世四百三十九年で亡びたのである。

湯王は舜の司徒となつた契の後であつて商（陝西省商州）の君であつたが、夏の國政亂れたるを見直賢人伊尹を用ひ、内は民心を收め外は諸侯を服し、遂に夏を滅ぼして桀を南巢（安徽省廬州府巢縣）

に放ち、毫（河南省歸德府）に都して國を商と號した。湯王が死し其の孫太甲が立ち放縱にして湯王の典型を破つたから、伊尹は之を桐宮（山西省絳州聞喜縣）に放つたが、後三年過を悔い自ら責むるに及び之を奉じて毫に歸り位に復せしめた、是より諸侯よく服したから稱して太宗といふのである。太甲から四代を經て太戊に至り伊陟を相として先王の政を修め、國勢がまた興つたから號して中宗といふのである。然るに其の後國勢漸く衰へ都城もまた屢々遷されたが、盤庚に至り内亂を平らげて殷（河南省河南府偃師縣）に都したから、是より國を殷といふのである。更に二代を經て武丁に至り甘盤を師とし傳説を相として國威を輝かしたから、號して高宗といふのである。然るに武丁の後國勢漸く傾き都城もまた朝歌（河南省衛輝府淇縣）に遷り、受辛に至り紂と稱せられ、智辯才力人に過ぎたるも、賦斂を重くし刑罰を酷にして荒淫度なく、諸侯畔き百姓怨み、遂に周の武王に滅ぼされた、殷は湯王から是に至るまで二十八代十六世六百四十四年で亡びたのである。

明開化の國と誇つて居るから起つたのである、故に正當なる國名ではない。恰も古代の波斯人が自國をイラン(Iran 光明の義)といひ、北方の國即ち中央亞細亞をツラン(Turan 暗黒の義)といへると同じ理由である。外國人は一般に之を支那と稱し、或は漢唐二代が皆遠く外國と交通したから、漢または唐ともいふのである。支那とはもと外國人が呼んだ名稱に基づいたものであつて、支那人自らが名づけたものではない。其の起原に就いては種々なる異説があつて決定して居らぬが、最も普通に行はれて居る説は、秦の始皇帝が勢威を四境に振ひたるより、附近の人民が其の地を呼びて秦(Chin)といふたのを、後轉訛して支那<sup>チナ</sup>(China)となり、海陸兩方面から印度、中央亞細亞、波斯、西亞細亞及び歐羅巴に傳はり、更に佛教徒の手を経て支那本國に入りたるものであらうといふことである。例へば西紀第一世紀に成れる希臘人の著書中にチン(Thin)、シネー(Sinae)、またはチネー(Thinae)といひ、支那佛典に至那、脂那、震旦、振旦といへるを見れば之を推測し得るのである、而して震旦及び振旦はチニスタン(Chinisthan)の對音であつて、チニスタンはチナ・スター<sup>ナ</sup>(China Sthana 支那人の住所の義)の轉訛である。歴朝の名號たる唐、虞、夏、商(殷)、周、秦、漢、隋、唐の如きは、其の君主初起の地名または封地、爵邑の名を以て全國の總稱